平成２４年１０月　５日

東紀州５市町管内　各事業者　様

東紀州観光まちづくり公社　担当者

東紀州の「干物」「柑橘」冊子掲載事業者の再募集ついて（お知らせ）

平素は、東紀州観光まちづくり公社の事業にご支援、ご協力いただきありがとうございます。

東紀州観光まちづくり公社では、東紀州の地域資源を観光集客や販売力強化に活かしていくため「食」をテーマとした情報を地域内外に向けて情報発信しているところであり、今年度は、東紀州の特産物である「干物」「柑橘」についての冊子を作成し、道の駅や観光案内所で配布して旅行者などに情報提供することで東紀州の特産物の魅力を情報発信しつつ、土産物としての販売促進につなげようと考えています。

つきましては、別添の「東紀州の干物」「東紀州の柑橘」情報発信事業実施要領により、冊子掲載事業者募集を行いますので、**掲載店募集要件（要領２．①～④）**をご確認のうえ、応募いただきますようお願いします。

なお、参考に添付した冊子の事業者紹介ページは現時点のイメージであり、冊子作成の行程においてレイアウト等を変更する可能性がありますのでご了承ください。

記

【応募締切日】　　平成２４年１０月１９日（金）１７：００

「東紀州の干物」「東紀州の柑橘」冊子掲載申込書に必要事項を記入のうえ、東紀州観光まちづくり公社（紀北事務所）にＦＡＸ等で送付してください。

なお、「干物」、「柑橘」のどちらか一方が応募過多となる場合は、先着４０店舗程度で締め切らせていただく場合があります。

申込書は、東紀州観光まちづくり公社HP　http://higashikishu.org/info/index.php?itemid=885からダウンロードしていただくか、下記の問い合わせ先に連絡いただければ郵送いたします。

【応募条件】

東紀州地域で「干物」又は「柑橘」を自社で製造（生産）及び店舗等で販売している事業者、もしくは、東紀州地域で生産される「干物」又は「柑橘」を仕入れて東紀州地域の店舗等で販売している事業者であること。

ただし、東紀州の産品を主として取り扱っていない店舗及び無人販売所は除く。

※詳細は「東紀州の干物」「東紀州の柑橘」情報発信事業実施要領の募集条件をご確認ください。

【問い合わせ先】

〒５１９－３６９５　　尾鷲市坂場西町１－１　三重県尾鷲庁舎内

東紀州観光まちづくり公社　紀北事務所　担当：北村

電話０５９７－２３－３７８４　FAX０５９７－２３－３７８５

または、

〒５１９－４３２４　　熊野市井戸町３７１　三重県熊野庁舎内

東紀州観光まちづくり公社　紀南事務所　担当：間部

電話０５９７－８９－６１７２　FAX０５９７－８９－６１８４

平成２４年１０月　５日

東紀州５市町　産業振興担当者　様

東紀州観光まちづくり公社　担当者

東紀州の「干物」「柑橘」冊子掲載事業者の再募集ついて（お知らせ）

平素は、東紀州観光まちづくり公社の事業にご支援、ご協力いただきありがとうございます。

東紀州観光まちづくり公社では、東紀州の地域資源を観光集客や販売力強化に活かしていくため「食」をテーマとした情報を地域内外に向けて情報発信しているところであり、今年度は、東紀州の特産物である「干物」「柑橘」についての冊子を作成し、道の駅や観光案内所で配布して旅行者などに情報提供することで東紀州の特産物の魅力を情報発信しつつ、土産物としての販売促進につなげようと考えています。

つきましては、別添の「東紀州の干物」「東紀州の柑橘」情報発信事業実施要領により、冊子掲載事業者募集を行うこととなりましたのでお知らせします。

なお、参考に添付した冊子の事業者紹介ページは現時点のイメージであり、冊子作成の行程においてレイアウト等を変更する可能性があります。

記

【応募締切日】　　平成２４年１０月１９日（金）１７：００

「東紀州の干物」「東紀州の柑橘」冊子掲載申込書に必要事項を記入のうえ、東紀州観光まちづくり公社（紀北事務所）にＦＡＸ等で送付してください。

先の募集時（９月２８日まで）に応募いただいた事業者については、再度の申込みは不要です。

なお、「干物」、「柑橘」のどちらか一方が応募過多となる場合は、先着４０店舗程度で締め切らせていただく場合があります。

申込書は、東紀州観光まちづくり公社HP　http://higashikishu.org/info/index.php?itemid=885からダウンロードしていただくか、下記の問い合わせ先に連絡いただければ郵送いたします。

【応募条件】

東紀州地域で「干物」又は「柑橘」を自社で製造（生産）及び店舗等で販売している事業者、もしくは、東紀州地域で生産される「干物」又は「柑橘」を仕入れて東紀州地域の店舗等で販売している事業者であること。

ただし、東紀州の産品を主として取り扱っていない店舗及び無人販売所は除く。

※詳細は「東紀州の干物」「東紀州の柑橘」情報発信事業実施要領の募集条件をご確認ください。

【問い合わせ先】

〒５１９－３６９５　　尾鷲市坂場西町１－１　三重県尾鷲庁舎内

東紀州観光まちづくり公社　紀北事務所　担当：北村

電話０５９７－２３－３７８４　FAX０５９７－２３－３７８５

または、

〒５１９－４３２４　　熊野市井戸町３７１　三重県熊野庁舎内

東紀州観光まちづくり公社　紀南事務所　担当：間部

電話０５９７－８９－６１７２　FAX０５９７－８９－６１８４

平成２４年１０月　５日

商工会議所・商工会
紀北観光協会、尾鷲観光物産協会　様

東紀州観光まちづくり公社　担当者

東紀州の「干物」「柑橘」冊子掲載事業者の再募集ついて（お知らせ）

平素は、東紀州観光まちづくり公社の事業にご支援、ご協力いただきありがとうございます。

東紀州観光まちづくり公社では、東紀州の地域資源を観光集客や販売力強化に活かしていくため「食」をテーマとした情報を地域内外に向けて情報発信しているところであり、今年度は、東紀州の特産物である「干物」「柑橘」についての冊子を作成し、道の駅や観光案内所で配布して旅行者などに情報提供することで東紀州の特産物の魅力を情報発信しつつ、土産物としての販売促進につなげようと考えています。

つきましては、別添の「東紀州の干物」「東紀州の柑橘」情報発信事業実施要領により、冊子への掲載募集を行うこととなりましたのでお知らせします。

なお、参考に添付した冊子の事業者紹介ページは現時点のイメージであり、冊子作成の行程においてレイアウト等を変更する可能性があります。

記

【応募締切日】　　平成２４年１０月１９日（金）１７：００

応募いただく際は「東紀州の干物」「東紀州の柑橘」冊子掲載申込書に必要事項を記入のうえ、東紀州観光まちづくり公社（紀北事務所）にＦＡＸ等で送付してください。

先の募集時（９月２８日まで）に応募いただいた事業者については、再度の申込みは不要です。

なお、「干物」、「柑橘」のどちらか一方が応募過多となる場合は、先着４０店舗程度で締め切らせていただく場合があります。

申込書は、東紀州観光まちづくり公社HP　http://higashikishu.org/info/index.php?itemid=885からダウンロードしていただくか、下記の問い合わせ先に連絡いただければ郵送いたします。

【応募条件】

東紀州地域で「干物」又は「柑橘」を自社で製造（生産）及び店舗等で販売している事業者、もしくは、東紀州地域で生産される「干物」又は「柑橘」を仕入れて東紀州地域の店舗等で販売している事業者であること。

ただし、東紀州の産品を主として取り扱っていない店舗及び無人販売所は除く。

※詳細は、「東紀州の干物」「東紀州の柑橘」情報発信事業実施要領の募集条件をご確認ください。

【問い合わせ先】

〒５１９－３６９５　　尾鷲市坂場西町１－１　三重県尾鷲庁舎内
東紀州観光まちづくり公社　紀北事務所　担当：北村
電話０５９７－２３－３７８４　FAX０５９７－２３－３７８５
または、
〒５１９－４３２４　　熊野市井戸町３７１　三重県熊野庁舎内
東紀州観光まちづくり公社　紀南事務所　担当：間部
電話０５９７－８９－６１７２　FAX０５９７－８９－６１８４

平成２４年１０月　５日

尾鷲市政記者クラブ
熊野市政記者クラブ　同時提供

連　絡　先
東紀州観光まちづくり公社 紀北事務所　担当者　北村 TEL:0597-23-3784　FAX:0597-23-3785 紀南事務所　担当者　間部 TEL:0597-89-6172　FAX:0597-23-6184

東紀州の「干物」「柑橘」冊子掲載事業者の再募集ついて

東紀州観光まちづくり公社では、東紀州の地域資源を観光集客や販売力強化に活かしていくため「食」をテーマとした情報を地域内外に向けて情報発信しているところであり、今年度は、東紀州の特産物である「干物」「柑橘」についての冊子を作成し、道の駅や観光案内所で配布して旅行者などに情報提供することで、東紀州の特産物の魅力を情報発信しつつ、土産物としての販売促進につなげようと考えています。

つきましては、別添の「東紀州の干物」「東紀州の柑橘」情報発信事業実施要領により、冊子への掲載募集を行います。

なお、参考に添付した冊子の事業者紹介ページは現時点のイメージであり、冊子作成の行程においてレイアウト等を変更する可能性があります。

記

１．事業主体　　東紀州観光まちづくり公社

２．応募条件　　「東紀州の干物」「東紀州の柑橘」情報発信事業実施要領２．①～④のとおり

３．応募締切日　平成２４年１０月１９日（金）１７：００
なお、「干物」、「柑橘」のどちらか一方が応募過多となる場合、先着４０店舗程度で締め切らせていただく場合があります。

４．応募方法　　応募締切日までに「東紀州の干物」「東紀州の柑橘」冊子掲載申込書に必要事項を記入のうえ、東紀州観光まちづくり公社（紀北事務所）にＦＡＸ等で送付してください。
申込書は、東紀州観光まちづくり公社HPからダウンロードしていただくか、上記の連絡先に連絡いただければ郵送いたします。
ダウンロード先　http://higashikishu.org/info/index.php?itemid=885

５．負担金　　応募事業者には、冊子掲載費用として５，０００円を負担していただきます。

６．申し込み先
〒５１９－３６９５　尾鷲市坂場西町１－１　三重県尾鷲庁舎内
東紀州観光まちづくり公社　紀北事務所
電話０５９７－２３－３７８４
FAX０５９７－２３－３７８５